

香川県条例第21号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(集中管理特別会計)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>	<p>(集中管理特別会計)</p> <p>第5条 次に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、集中管理特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> <u>機械計算事務</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第5条第6号に規定する機械計算事務に係る同条に規定する集中管理特別会計の令和7年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。